

山梨県公報

第三百七十七号

令和五年

五月十五日

月 曜 日

目次

告示

○土地改良区の定款の一部変更の認可……………三四三

公告

○山梨県登録販売者試験の実施……………三四三

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………三四三

○開発行為に関する工事の完了について……………三四四

告示

山梨県告示第三百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和五年五月八日南アルプス土地改良区の定款の一部変更を認可した。
令和五年五月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

公告

山梨県登録販売者試験の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六条の八第一項の規定により、山梨県登録販売者試験を次のとおり実施する。
令和五年五月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 試験日 令和五年八月二十九日(火)

二 試験場所 甲府市大津町二千百九十二番地八 山梨県立産業展示交流館アイメッセ

山梨(受験者数によっては試験場所を変更することがあるため、受験票で確認すること。)

三 試験項目

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 2 人体の働きと医薬品
- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策

四 受験資格

学歴、年齢及び性別を問わない。

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書(正本副本各一通とする。)

(二) 写真(提出前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートルかつ横三・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを受験願書の写真欄に貼り付けること。)

2 受験手数料 一万四千元(受験願書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り下げ、又は受験しなかった場合でも還付しない。)

六 受験願書の受付期間及び提出先

1 受付期間 令和五年六月五日(月)から同月十六日(金)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。

2 提出先 甲府市に在住する受験者については甲府市保健所に、甲府市以外の県内に在住する受験者については各保健福祉事務所(保健所)に、本人又は代理人が持参すること。県外に在住する受験者については、山梨県福祉保健部衛生薬務課(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に、本人又は代理人が持参すること。

七 試験結果の発表等

1 合格者の発表 令和五年十月六日(金)午前十時に山梨県庁防災新館東側掲示板、各保健福祉事務所(保健所)及び甲府市保健所の掲示板並びに山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。

2 合格通知書の送付 合格者には、合格発表後に合格通知書を郵送する。
八 その他 詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課(電話〇五五―二二三―一四九一)に問い合わせること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出が

あつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和五年五月十五日

一 届出者

山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
---------------------------	----

ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地
--------------------------	----------------------

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 (仮称) ダイレックス湯村店
 - (二) 所在地 山梨県甲府市湯村一丁目千九百三十一番一外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和五年十二月二十七日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千二百七十七平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 四十二台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 十三台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

- (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 五十平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 容量 六・四八立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
ダイレックス株式会社	午前九時	午後十時

- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (1) 数 一箇所
 - (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日 令和五年四月二十六日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和五年九月十五日まで

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和五年五月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田東九丁目二千五百五十五番一、二千五百五十五番三、二千五百五十六番、二千五百五十七番一、二千五百五十八番一、二千五百五十九番一から二千五百五十九番三まで及び六千四百一番一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡道志村一万二千二百五十番地 株式会社加藤電器製作所 代表取締役 加藤 修央